

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行個）諮問第197号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行個）答申第209号）

事件名：本人が行った保有個人情報開示請求に係る開示決定等の期限の延長の理由に関する文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる12文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年11月9日付け20171010統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件の開示（写しの交付）は、平成29年11月27日に行われたが、その際に立ち会った本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）の説明によれば、開示すべき文書の探索は大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）内で保有する文書のみしかしていないとのことであった。

審査請求人は、調査統計グループのみを対象として開示請求を行ったのではなく、法2条において定められている行政機関である経済産業省に対して開示を求め、その旨をあえて開示請求書にも記している。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個人情報なので他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限らず、これまでに審査請求人が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決

定であったということとなり、とても本開示決定を容認することはできない。

担当者に、違法である旨を指摘し、改めての探索を求めたが、「審査請求をしてほしい」とのことであったので、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索をしてもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報をも特定し、平成29年11月9日付け20171010統第1号により、原処分を行った。

#### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報として文書1ないし文書12を特定し、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報の一部を法14条7号柱書きに該当するため不開示とする旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報が記録されている文書は文書1ないし文書12（本件文書）が全てである。

#### 3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったものの、本件対象保有個人情報として特定した本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書を本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月5日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件請求保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は本件対象保有個人情報を特定し、その一部が法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求保有個人情報については、経済産業省が、特定の開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る保有個人情報開示決定等の期限の延長（以下「別件延長決定」という。）の通知において、その延長理由として記載されている「第三者への照会等」のために作成又は保有した全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報を求めるものと解した。

イ このため、別件延長決定に関連して、経済産業省が作成又は取得した文書のうち、開示請求時点で保有していた別紙2に掲げる文書を特定した。

ウ 別紙2に掲げる文書は次のとおりである。

(ア) 文書1及び文書2は、審査請求人による保有個人情報の開示請求に対し、別件延長決定の決裁文書を対象文書として保有個人情報の開示をする旨の決定（以下「別件開示決定」という。）に関する文書である。

(イ) 文書5及び文書10は、別件開示決定を原処分として審査請求人が行った異議申立ての情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関する文書（平成27年（行個）諮問第124号及び平成28年（行個）諮問第39号。以下、併せて「別件諮問事件」という。）である。

(ウ) 文書3及び文書4は、別件諮問事件等に関して、経済産業省が審査会の依頼を受けて、保有個人情報の提示をする旨の決定に関する文書である。

(エ) 文書6、文書8及び文書11は、別件諮問事件等に関して、審査会から経済産業省に送付された、審査請求人の意見書の写しに関する文書である。

(オ) 文書7は、平成27年（行個）諮問第124号に関して、経済産業省が審査会に提出した補充理由説明書に関する文書である。

(カ) 文書9及び文書12は、別件諮問事件に関して、審査会が行った答申を受けて経済産業省が行った決定に関する文書である。

エ 別件延長決定の通知に記載した第三者とは審査会事務局職員及び経済産業省職員のことであり、別件開示請求の対象文書にはこれら当該職員に関する情報が含まれていたことから、それぞれに対しメール及び口頭で照会を行った。当該手続は、専ら、調査統計グループに属する鉱工業動態統計室が法及び経済産業省行政文書管理規則にのっとり適切に行っている。

オ 本件審査請求を受けて、改めて本件請求保有個人情報に該当する情報が記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、本件文書の外に該当する行政文書の存在を確認することはできなかったことから、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する情報は保有していない。

(2) 諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記(1)ウ(ア)ないし(カ)の説明のとおりであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報に該当する情報が記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報に該当する情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙1)

経済産業省から、平成27年5月12日付けで、審査請求人の自宅に送付された経済産業大臣名・大臣印が押印された「保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)」については、その延長理由として示されていた「相当の時間を要する第三者へ照会等」は、法で許容される「正当な理由」とは受け止めがたいことはもちろんであるが、下記のとおり、法のみならず、刑法等他の法令(以下「法令等」)に抵触する、いずれにしても違法な行為(記載)である可能性が限りなく強いと受け止めているが、これらの行為(記載)について審査請求人は、当時の経済産業省に対する開示請求書に「故に、本開示請求とは別に、審査請求人の疑念を払拭してもらうため、延長理由に関して審査請求人が「正当な理由」だと理解し得る追加説明を、情報公開制度の理念に則り、誠実な説明をしてもらいたいと思う。」と要請したものの、未だ、担当課室、鉱工業動態統計室からは、何らの説明も連絡すらもないまま、未だ放置されたままである。

よって、上記開示請求書を経済産業省が受理した後、これまでの間に、経済産業省全体として、上記行為(記載)について、確認、検討、調査等といった目的を問わず、作成・保有等を行った「関連する全ての文書」の開示を求める。  
※ 「関連する全ての文書」の中には、上記法令等(該当部分のみで可)、鉱工業動態統計室長の異動に伴う引継資料(該当する記載がない場合はその旨不開示理由に明記されたい)といった文書を含むことに留意されたい。

- ① 記載にある「(法上、紹介等が許容される)第三者」は、審査請求人の認識では存在しているはずもないことから、記載が事実だとすれば、紹介をしたとされる「第三者」いかんによっては、目的外利用の可能性が高い。
- ② 逆に、実際には「第三者」への紹介は行っていないにもかかわらず「正当な理由」として記載したとすれば、有印公文書に、事実と異なる記載をしたこととなる。

(開示請求書添付資料は省略する。)

(別紙2)

- 文書1 保有個人情報を開示する旨の決定について(通知)(20150515統第1号,平成27年6月12日)
- 文書2 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(20160125統第6号,平成28年1月26日)
- 文書3 開示決定等に係る行政文書の提示について(20150907統第1号,平成27年9月27日)
- 文書4 開示決定等に係る行政文書の提示について(20160315統第1号,平成28年4月13日)
- 文書5 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(20150622統第3号,平成27年7月22日)
- 文書6 意見書の写しの送付について(府情個第2665号,平成27年8月17日)
- 文書7 補充理由説明書の提出について(20150925統第1号,平成27年9月29日)
- 文書8 意見書の提出について(府情個第3257号,平成27年10月13日)
- 文書9 異議申立てに対する決定について(20151126統第2号,平成28年1月22日)
- 文書10 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(20160201統第2号,平成28年3月2日)
- 文書11 意見書の写しの送付について(府情個第4号,平成28年4月5日)
- 文書12 異議申立てに対する決定について(20160525統第2号,平成28年6月23日)